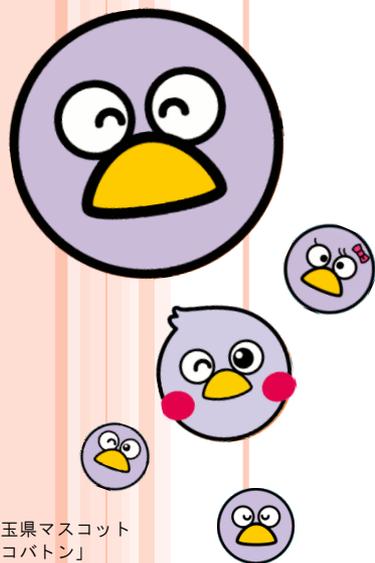


地方債制度の仕組み

地方公営企業新任担当者講習会



埼玉県マスコット
「コバトン」
「さいたまっち」

埼玉県企画財政部市町村課
公営企業担当

【配布資料】

○説明資料

- ・ 地方債制度の仕組み（本資料）★

○参考資料

- 1 令和2年度地方債同意等基準
- 2 令和2年度同意等基準運用要綱
- 3 令和2年度地方債計画
- 4 令和2年度地方債質疑応答集
- 5 令和2年度ヒアリング対象範囲
- 6－1 起債申請書類作成時の注意点（下水道事業）★
- 6－2 起債申請書類作成時の注意点（水道事業）
- 7－1 起債協議書（第一号）★
- 7－2 起債協議書（第四号）★

○演習問題・回答



I 地方債とは

II 地方債の機能

III 地方債の対象経費

IV 資金の分類

V 地方債協議・届出制度

VI 同意等基準・運用要綱

VII 地方債の発行手続



I 地方債とは

1 「地方債」の定義

地方公共団体が、資金調達的手段として金銭を借り入れ、又は債権を発行することにより負う債務で、その償還が次年度以降にわたるもの。

【地方債には含まれないもの】

一時借入金(地方自治法第235条の3、地方公営企業法第29条)

他会計からの借入

2 地方債の発行手続き

地方公共団体が地方債を起こすには、総務大臣又は都道府県知事への協議・届出または許可が必要(地方財政法第5条の3,4等)

【協議等の相手方】

都道府県・指定都市→総務大臣

市区町村→都道府県知事



I 地方債とは

3 議会の議決の必要性(地方自治法第230条)

地方債は歳入予算の一部を占めるものであり、予算としての議会の議決が必要

【予算に定める項目】

- 起債の目的
- 利率
- 限度額
- 償還方法
- 起債の方法

※予算の議決の時期

協議→都道府県知事からの同意日まで

届出→都道府県知事が総務大臣に報告する日まで



II 地方債の機能

1 財政収入と支出の年度間調整

施設の建設や災害復旧などの事業は単年度に多額の財源を必要としますが、単年度の収益の範囲等で補うことが難しい事業について、地方債の発行により所要資金を調達することで当該事業の円滑な執行を図るとともに、元利償還金の支払いという形で当該事業に係る財政負担を後年度に平準化することができる。

2 住民負担の世代間公平のための調整

将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちことを可能としています。世代間の公平の観点などから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した施設の耐用年数を超えることはできません。

3 一般財源の補完

地方債は発行年度で見た場合、財源の不足を補完する機能を有しており、ある程度機動性と弾力性をもった財源確保の方法として重要な役割を担っています。

4 国の経済対策との調整

国が行う経済対策は地方財政と一体となって行われることで実効性が確保されるものであり、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、景気対策等において重要な機能を果たしています。



Ⅲ 地方債の対象経費

1 地方財政法第5条によるもの

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。但し、次に掲げる場合においては、地方債を以てその財源とすることができる。(地財法第5条本文)

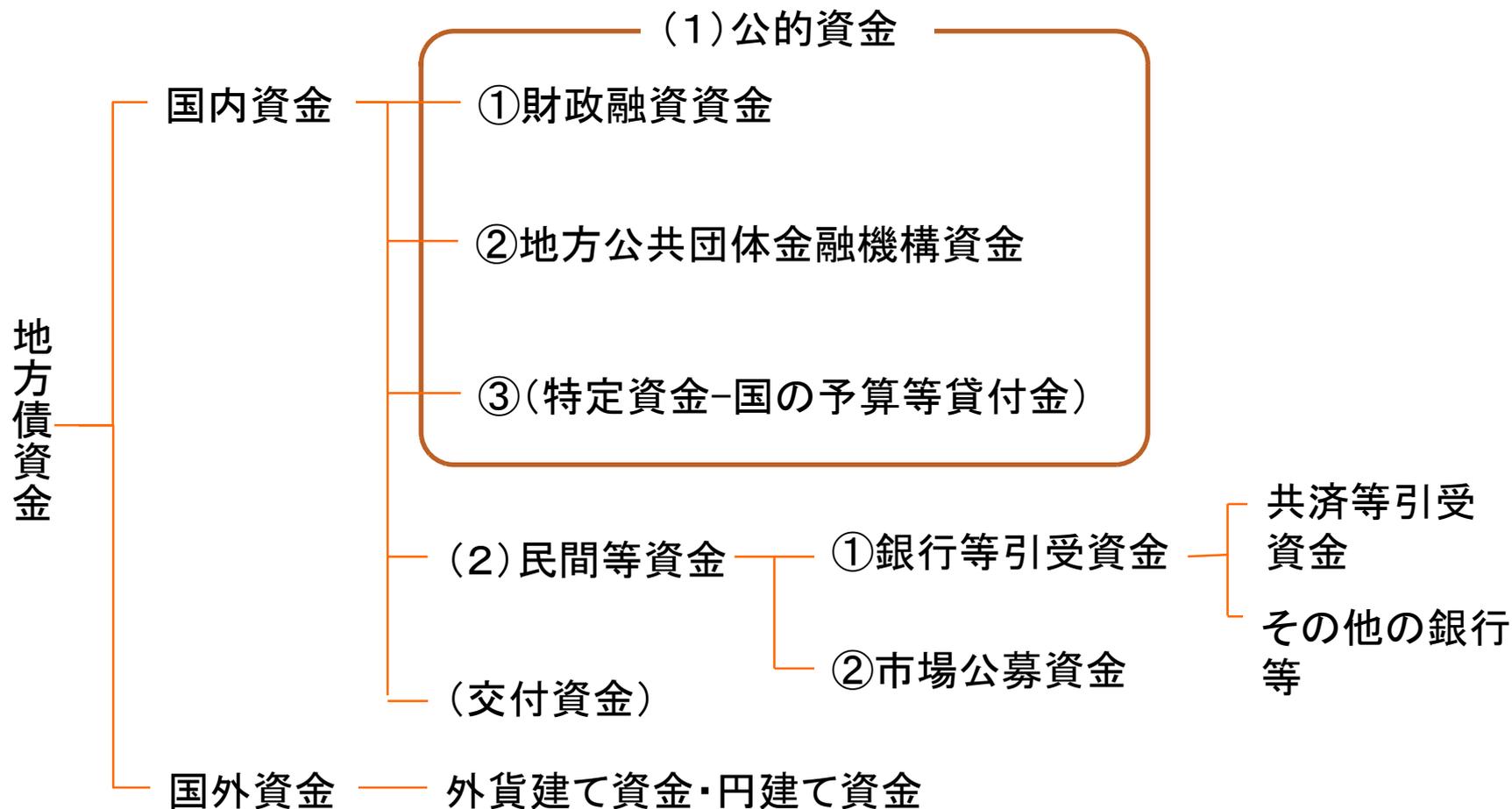
- (1) 公営企業に要する経費
- (2) 出資金及び貸付金
- (3) 地方債の借換えに要する経費
- (4) 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費
- (5) 公共施設、公用施設の建設事業費等

2 特別法等によるもの

ex) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく公害防止のための事業債(公害防止事業債/下水道事業)



IV 資金の分類



V 地方債協議・届出制度

1 背景

①許可制から協議制への移行

- ・原則禁止されていた地方債の発行が原則として自由に
- ・地方公共団体は協議を経れば、総務大臣または都道府県知事の同意がなくとも地方債の発行が可能に

②事前届出制度の導入

- ・財政状況について一定の基準を満たす地方公共団体については、原則として、民間等資金債の起債にかかる協議を不要とし、事前に届け出ること
で起債が可能に

※国等の関与の意義

「地方債の円滑な発行の確保、地方債財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体は国または都道府県との協議を行う」(地方分権推進計画)



V 地方債協議・届出制度

1 協議制度

地方公共団体は、地方債を発行する場合には、都道府県・指定都市にあっては総務大臣、市町村・特別区等にあっては都道府県知事に協議しなければならない。

①同意のある地方債に対する公的資金の充当

地方公共団体は、協議において総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、公的資金を借り入れることができる。

②同意のある地方債への交付税措置

総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、その元利償還金が地方財政計画の歳出に算入され、交付税措置の対象となる。

③同意のない地方債を発行する場合の議会報告

総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を発行する場合には、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければならない。

④地方債同意基準・許可基準、地方債計画の公表

総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び許可基準を定め、並びに地方債計画を作成し、これらを公表する。



V 地方債協議・届出制度

◇地方財政法 第5条の3第1項◇

地方公共団体は、地方債を起こし、又は、起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

参考：地方債に関する省令 第1条（地方債の協議を要しない場合）

◇地方財政法 第5条の3第9項◇

地方公共団体が、第1項に規定による協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こそうとし、若しくは、起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められる場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもって足りる。



V 地方債協議・届出制度

【同意等基準】総務省告示 ※参考資料1

基本方針を定めたもの（対象事業等）

【同意等基準運用要綱】総務副大臣通知 ※参考資料2

同意等基準の細部にわたる運用を定めたもの（対象事業の具体的な範囲等）

【地方債計画】総務省告示 ※参考資料3

事業区分ならびに資金区分ごとに地方債の予定額を定めたもの

【令和2年度の主な改正点】

- 起債協議スケジュールの見直しにより、同意等予定額通知が廃止。
- 公営企業会計適用債について、公営企業会計適用後も、会計適用初年度に限り、会計処理や財務諸表の作成等に要する経費を対象とすることとされた。（運用要綱）



V 地方債協議・届出制度

2 届出制

地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から協議制度を一部見直し、平成24年度 から、民間等資金を活用する地方債については、原則として協議を不要とし、事前届出をすることで地方債を発行することができるようになった。

届出がされた地方債のうち、協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものは、交付税措置の対象となる。

○要件

- ・ 実質公債費比率が18%未満であること。
- ・ 実質赤字額が0であること。
- ・ 連結実質赤字比率が0%であること。
- ・ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては400%未満、一般市区町村にあっては350%未満であること。
- ・ 資金不足額が0であること。



VI 同意等基準、運用要綱

1 一般的事項

【協議単位】

地方債の協議は地方債計画の事業区分を基本とし、同意等基準に定める事業区分を協議単位として行う

■R2対象事業(公営企業会計債)

- | | |
|------------|----------------|
| ①水道事業 | ⑥病院事業・介護サービス事業 |
| ②工業用水道事業 | ⑦市場事業・と畜場事業 |
| ③交通事業 | ⑧地域開発事業 |
| ④電気事業・ガス事業 | ⑨下水道事業 |
| ⑤港湾整備事業 | ⑩観光その他事業 など |



VI 同意等基準、運用要綱

1 一般的事項

【地方債の資金】

公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、資金配分を行う
公的資金の充当事業および充当額は地方債計画で毎年度定められる

【償還年限】

建設改良費及び準建設改良費に係る公営企業債の償還年限は、

- ①その地方債を財源として建設又は改良しようとする施設の耐用年数の範囲内
- ②その地方債の償還が料金収入等により賄われる期間内

とし、原則として30年以内（建設改良費等に係る公営企業債にあっては40年以内）



VI 同意等基準、運用要綱

2 起債対象経費

- ①建設改良費、準建設改良費等の公営企業に要する経費の財源とする場合であって、
- ②当該経費が合理的な期間内に、当該事業の収入等で確実に回収することが見込まれるもの

【水道事業債】

上水道及び簡易水道事業に係る建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費

【下水道事業債】

公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の各事業に係る建設改良費等で、事業計画の認可があったもの及び用途廃止施設の処分に要する経費

※建設改良費

固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費
→修繕費、維持管理費等は対象外



VI 同意等基準、運用要綱

○その他対象となるもの

(1) 施設に付随するものの工事に要する経費のほか、建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分的な機能を有するものの購入費

※ただし、一品あたりの取得価格が20万円以上で、かつ耐用年数が5年以上のもの。

(2) 建設事業を実施するために直接必要な事務的経費(職員旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等の物件費及び人件費)

ア 補助事業 : 補助基準に定める事務費の範囲内

イ 単独事業 : 設計監督費とその他の事務費を合わせて全体事業費の6%以内の額(水道・下水道事業)



VI 同意等基準、運用要綱

○その他対象となるもの

- (3) 用地特別会計で取得するものを除き、事業の用に供することが確実に見込まれる以下のもの
- 借地権、地上権等の設定等に要する経費
 - 用地買収に伴う補償費、整地費、造成費(既所有地に係るものを含む)
 - 用地取得に直接必要な交渉費、測量費、その他の必要諸経費
- (4) 既存施設の解体工事に要する経費で、以下の要件を満たすもの
- 既存建物を撤去しないと施設の新增築ができない等、新施設の建設に直接必要と認められる場合
 - 一体となる建設事業が、当該年度に事業を実施するもの又は次年度に実施確実なものの場合



VI 同意等基準、運用要綱

3 準建設改良費について

① 資本費平準化債

地方債の元金償還期間と事業用施設の減価償却期間が異なっていることから、当該年度の元金償還額と減価償却費との差額を解消するために発行するものであり、協議の対象となる。（※総括原価主義に基づき適正な料金設定をしている事業を対象）

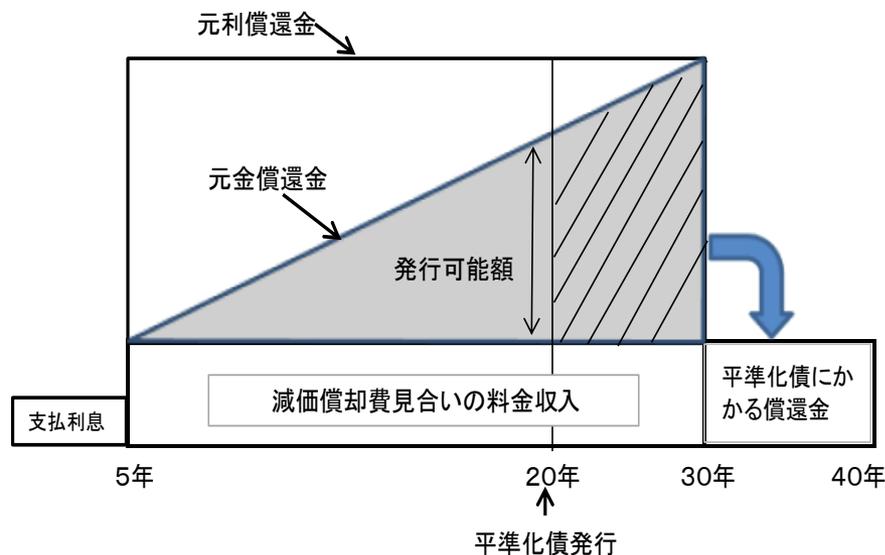
[償還期限及び資金区分]

償還期限：耐用年数の範囲内

資金区分：財政融資資金

機構資金

民間等資金



VI 同意等基準、運用要綱

②公営企業会計適用債

公営企業会計を適用していない地方公営企業が地方公営企業法の財務規定等を適用をしようとする場合に、それに要する経費について、準建設改良費として起債の対象となる。

[対象経費]

- ・基礎調査、基本計画等策定経費
- ・資産評価、資産台帳作成経費
- ・財務会計システム導入費
- ・財務規定等を適用した日の属する年度における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費【R2新規】

※財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は、原則として含まれない。

[財政措置]

- ・簡易水道事業：元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
- ・下水道事業：元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
- ・上記以外の事業：元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に普通交付税措置

[対象となる会計適用期間]

令和6年4月1日まで



VI 同意等基準、運用要綱

4 用途廃止施設の処分に要する経費について

＜公営企業施設等整理債＞

将来にわたって活用する見込みがない事業用施設を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る事業の用途廃止施設の処分に要する経費について、協議の対象となる。

[償還期限及び資金区分]

償還期限 : 原則10年以内

(ただし、企業債の繰上償還金は当該企業債の残存償還期間)

資金区分 : 民間等資金



VI 同意等基準、運用要綱

5 公営企業における減収に係る地方債に関する事項

<特別減収対策企業債>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、平成28年熊本地震と同様の資金手当措置を講じるもの。

[対象経費]

新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる。

[償還期限及び資金区分]

償還期限 : 15年以内

資金区分 : 機構資金、民間等資金

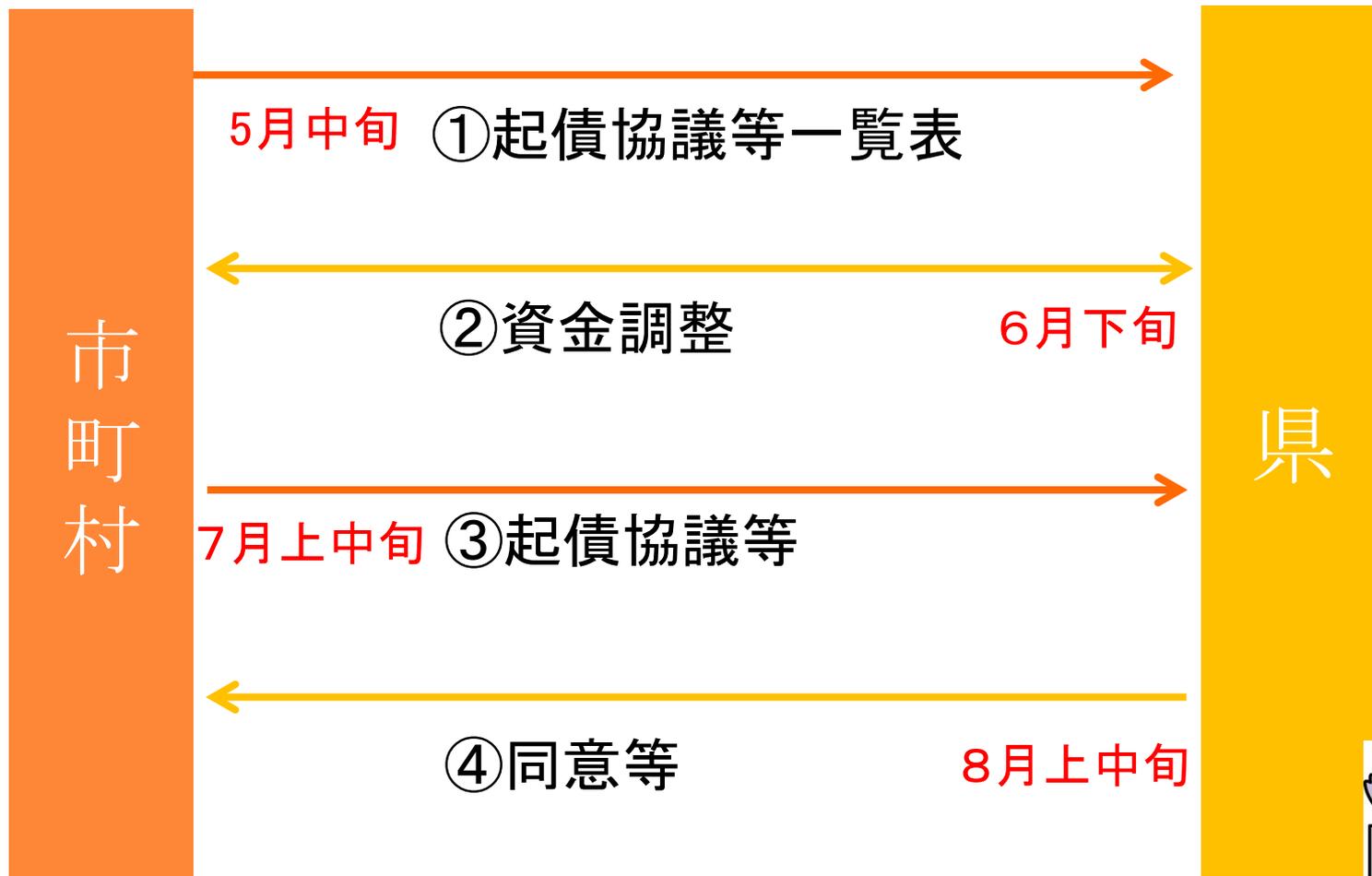
[財政措置]

発行済みの特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。当該繰出しには特別交付税措置(措置率0.8)を講じる。



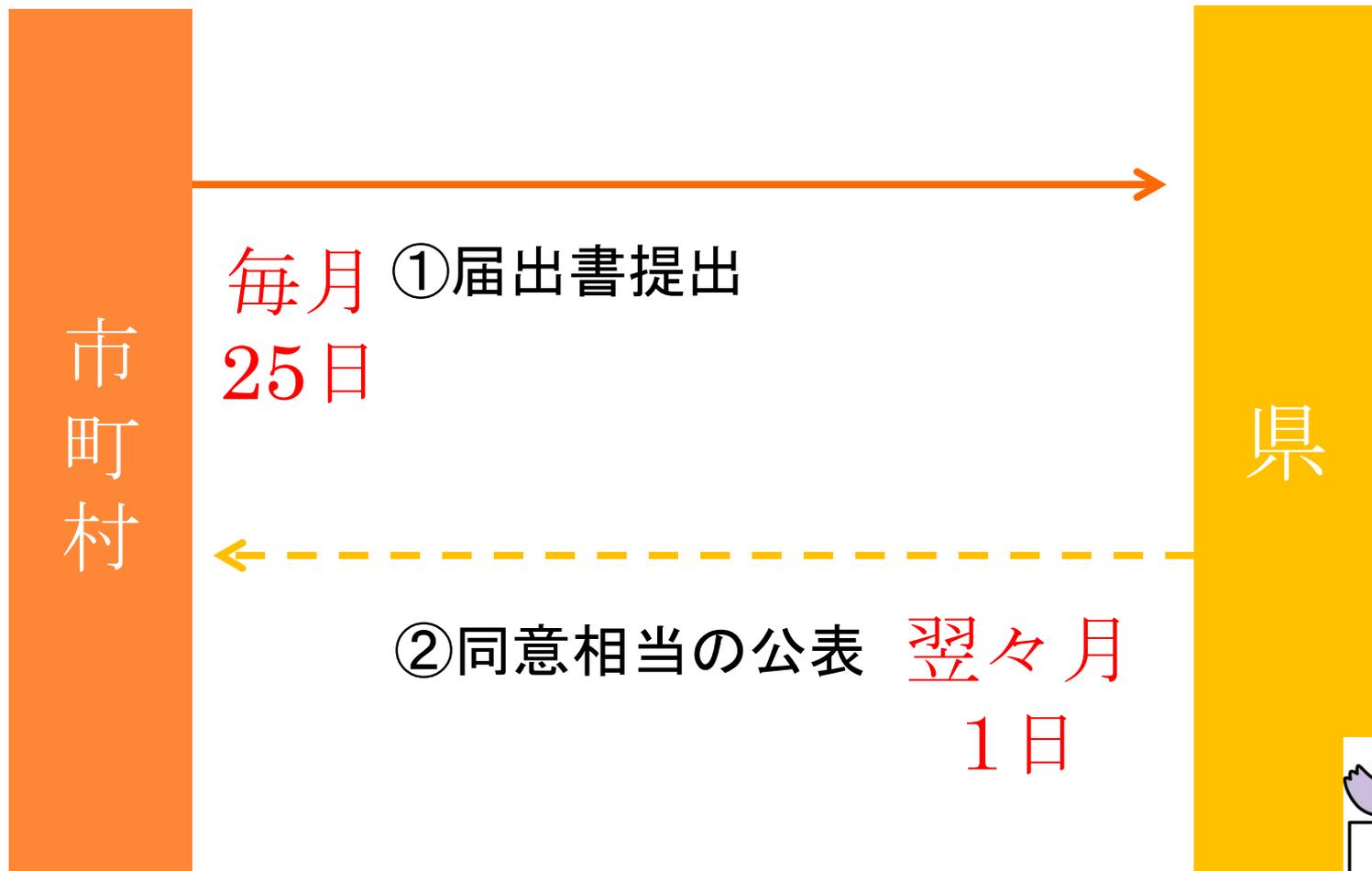
VII 地方債の発行手続き

● 協議手続(第1次)



VII 地方債の発行手続き

●届出手続 ※4月届出は除く



VII 地方債の発行手続き

1 スケジュール

(1) 第一次および第二次協議

【第一次分】

○起債予定額の照会(4月中旬、県→団体)



○申請書類の提出(5月上旬)



○財務局ヒアリング等(5月上～下旬)



・起債協議等一覧表の提出
(6月上旬、県→総務省・関東財務局)



○資金調整(6月下旬、総務省⇔県⇔団体)



○協議書類の提出(団体→県、7月上中旬)



・協議書類の提出(県→総務省、7月中旬)



・同意等(総務省→県、7月末)



○同意等(8月上中旬)

【第二次分】

○起債予定額の照会(11月中旬、県→団体)



○申請書類の提出(12月上旬)



○財務局ヒアリング等(12月上～下旬)



・起債協議等一覧表の提出
(1月上旬、県→総務省・関東財務局)



○資金調整(1月下旬、総務省⇔県⇔団体)



○協議書類の提出(団体→県、2月上旬)



・協議書類の提出(県→総務省、2月上旬)



・同意等(総務省→県、2月末)



○同意等(3月上旬)



VII 地方債の発行手続き

(2) 届出時期

当該地方債の条件決定予定日の属する月の前々月の25日まで。

①仮に協議を受けたならば同意できないもの

→ 原則として、条件決定予定日の属する月の前月の末日までに、
その旨を通知

②仮に協議を受けたならば同意をするもの(同意相当)

→ 原則として、当該地方債の条件決定予定日の属する月の初めに、
縣市町村課のホームページに掲載



VII 地方債の発行手続き

2 提出書類

(1) 協議

①申請書類 ※参考資料 6-1, 2

- ・様式0号(公印省略可)
- ・起債協議等一覧表
- ・起債計画書
- ・収支見通しに関する資料(投資・財政計画または収支計画)
- ・全体計画の確認できる資料
- ・起債事業に係る施行予定図面等

など

②協議書類 ※参考資料7-1, 2

- ・かがみ文(公印省略可)
 - ・起債協議書(様式第一号)
 - ・起債協議書(様式第四号)
 - ・予算書のうち地方債に関する部分の写し
- ※同意日までに予算の議決が必要



VII 地方債の発行手続き

4 提出書類

(2) 届出

- ・様式0号(公印省略可)
- ・起債届出書(様式第二号)
- ・起債届出書(様式第四号)
- ・起債計画書
- ・収支見通しに関する資料(投資・財政計画または収支計画)
- ・全体計画の確認できる資料
- ・起債事業に係る施行予定図面等
- ・予算書のうち地方債に関する部分の写し

※原則として届出日(25日)までに予算の議決が必要

など

